

## 1 宿泊税の徴収方法（手引P 4～5）

- (1) 納税者…宿泊者
- (2) 特別徴収義務者…旅館業又は住宅宿泊事業を営む方
- (3) 特別徴収制度



### (4) 特別徴収義務者の登録等

- ・「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」を宿泊施設ごとに記入・提出する。
- ・添付書類…手引P12参照（※「宿泊契約書」…宿泊約款等の写し）

#### ※領収書の取扱について

⇒現地精算の場合は、宿泊税の名称と宿泊税額を領収書に表示する。エージェントが出す領収書への宿泊税の明記については、省略して差し支えない。

## 2 宿泊料金・課税標準（手引P 7～9）

### (1) 課税標準

計算区分	課税標準（100円未満切り捨て）
1人あたりごとに宿泊料金を計算する場合	1人の宿泊料金
1部屋あたりごとに宿泊料金を計算する場合	1部屋の宿泊料金
1棟あたりごとに宿泊料金を計算する場合	1棟の宿泊料金

(例) 1室10,000円（税別）の部屋に宿泊する場合の課税標準額はいくらか。

⇒1部屋当たりの宿泊料金が課税標準となるので10,000円となる。

2人で宿泊するから10,000円を2人で除して5,000円とはしない。

## (2) 宿泊料金

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
○素泊まりの料金 ○素泊まりの料金に係るサービス料 (清掃代、寝具代、入浴代、奉仕料等) ○宿泊施設が旅行業者に払う手数料等に相当する金額	○消費税、入湯税等の租税 ○宿泊以外のサービスに相当する金額(食事代、遊興に係る金額、会議室の利用代、クリーニング代、電話利用代、自動車代等) ○旅行業者が宿泊者からとる手数料等に相当する金額

### ※食事代を宿泊料金から分離できない場合の取扱

⇒宿泊者が宿泊施設に支払うべき額の10%を1食の食事代とする。

(2食なら20%、3食以上なら30%)

### ※ペット(犬・猫等)の宿泊

⇒「宿泊者」ではないので、原則的には宿泊料金に含まれない。ただし、宿泊に係る清掃代等のサービス料として宿泊施設が取り扱う場合は課税対象となる。

## (3) 課税免除

⇒(日本の)修学旅行生、職場体験生、外国大使等

### ※修学旅行であることの判断基準

⇒学校から発行される「修学旅行等であることの証明書」等により行う。

「旅程表」など修学旅行であることがわかる書類であれば様式は問わない。

### ※仕事での宿泊に係る宿泊税の取扱

⇒宿泊の目的に関係なく、宿泊契約に基づく宿泊行為であれば課税対象となる。賃貸借契約に基づく利用行為の場合は課税対象外となる。

### ※事前決済分のキャンセル時の宿泊税の取扱

⇒原則的には宿泊行為がないので課税対象外となり返金が必要。ただし、返金不可等の契約をしていたり、キャンセル料を違約金等として取り扱う場合などは返金不要。

### 3 税率・税額の算出（手引P 8～9）

#### （1）税率

課税標準である宿泊料金の2%

#### （2）販売方法の違いによる宿泊税額算出方法

① 1泊1食付 10,000円（税別）を自社サイト又は電話受付等により直接販売する場合の宿泊税額はいくらか。ただし、1食料金を2,000円とする。

⇒  $(10,000円 - 2,000円) \times 0.02 = 160円$

② 1泊1食付 10,000円（税別）をOTA等により間接的に販売する場合の宿泊税額はいくらか。ただし、1食料金を2,000円とし、エージェントに払う手数料を1,000円とする。

⇒  $(10,000円 - 2,000円) \times 0.02 = 160円$

※宿泊施設がエージェントに払う手数料については、宿泊料金に含めて計算する。

③ 1泊1食付 10,000円（税別）を、エージェントが11,500円で宿泊者に販売した場合の宿泊税額はいくらか。ただし、1食料金を2,000円とする。

⇒  $(10,000円 - 2,000円) \times 0.02 = 160円$

※旅行業者が宿泊者からとる予約手数料等に相当する金額については宿泊料金に含めない。

④ 飛行機代等が含まれるパッケージ商品における宿泊税額の求め方は。

⇒ 宿泊施設とパッケージ等を企画する旅行業者との契約上の取り決めによる金額に2%を乗じる。

⑤ 1泊 10,000円（税別）を値引きして9,000円で販売する場合の宿泊税額はいくらか。

⇒  $9,000円（値引き後の金額） \times 0.02 = 180円$

⑥ 1泊 10,000円（税別）のところ、宿泊者が会社の助成金により9,000円で宿泊した場合の宿泊税額はいくらか。

⇒  $10,000円（値引き前の金額） \times 0.02 = 200円$

(3) 価格設定の違いによる宿泊税額算出方法

例1 【消費税別、宿泊税別】の場合（食事代等は含んでないものとする）

①宿泊料金	②消費税 (①×0.1)	③課税標準 (100円未満 切り捨て)	④宿泊税額 (③×0.02)	⑤売値 (①+②+④)
24,000円	2,400円	24,000円	480円	26,880円

例2 【消費税込、宿泊税別】の場合（食事代等は含んでないものとする）

①宿泊料金 (消費税込額)	②消費税抜 (①×10/110)	③課税標準 (100円未満 切り捨て)	④宿泊税額 (③×0.02)	⑤売値 (①+④)
24,000円	21,818円	21,800円	436円	24,436円

例3 【消費税込、宿泊税込】の場合（食事代等は含んでないものとする）

①宿泊料金 (消費税込 宿泊税込額)	②宿泊料金 (消費税抜 宿泊税抜額)	③消費税	④課税標準 (100円未満 切り捨て)	⑤宿泊税額 (④×0.02)	⑥売値 (②+③+⑤)
24,000円	21,429円	2,143円	21,400円	428円	24,000円

①宿泊料金 (消費税込 宿泊税込額)	②宿泊料金 (消費税抜 宿泊税抜額)	③消費税	④課税標準 (100円未満 切り捨て)	⑤宿泊税額 (④×0.02)	⑥売値 (②+③+⑤)
24,000円	21,430円	2,142円	21,400円	428円	24,000円

※ 例3のように売値から逆算して宿泊税額を算出しようとする、誤差が生じ、②+③+⑤=①とならない場合がある。

しかし、誤差がでないよう、宿泊施設側で②と③の額を調整し、上記にあるとおり、売値となる「24,000円」に合うように計算する。

## 4 申告納入（手引 P 17～24）

### （1）申告納入

前月の宿泊にかかる宿泊税について、毎月末日までに宿泊施設ごとに「宿泊税納入申告書」を町税務課に提出し、「宿泊税納入書」により納入する。

※売掛の場合の申告納入

⇒宿泊者が宿泊した日を基準として申告納入する【取扱（特例）、（3）（5）参照】。支払日の翌月の申告納入とはならない。

### （2）徴収原簿の記載・管理

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金の総額、課税標準となる宿泊料金、宿泊税額を宿泊施設ごとに記載・管理し、『宿泊税納入申告書』とともに毎月提出する。

※提出する書類の量が膨大になるなどの不都合が生じる場合は、個別にご相談ください。

### （3）申告納入期限の特例

以下の要件を満たす場合、申請により、3か月分をとりまとめて（3・4・5月分を6月末日までに、6・7・8月分を9月末日までに、9・10・11月分を12月末日までに、12・1・2月分を3月末日までに）申告納入することができる。

【適用の要件】

- ①申請書を提出した月の12ヶ月前の月の初日までに、旅館業法の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法の届出を行っていること。
- ②申請書を提出した日の属する月の前12ヶ月間の当該宿泊施設における宿泊税の納入額が30万円以下であること。
- ・他（手引 P 18 参照）

※初年度経過措置

①の「12ヶ月」を「6ヶ月」に、②の「12ヶ月」を「3ヶ月」、「30万円」を「7万5千円」に置き換える。

### （4）合算申告納入

複数の宿泊施設を経営されている場合、届出により、合算して申告納入することができる。ただし、徴収原簿については宿泊施設ごとに記載・提出が必要。

### （5）連泊の取扱

連泊により宿泊が月を跨がり、かつ、各月の宿泊料金を個別に算出することが困難な

場合、チェックアウト時における宿泊料金により一括して宿泊税額を算出し、その翌月に申告納入することができる。

## 5 加算金・延滞金（手引 P 27～28）

### （1）加算金

加算金の種類		罰則
①過少申告加算金	申告額<納入すべき額	更正による不足税額の 10%
②不申告加算金	期限後申告又は不申告	申告税額又は更正による不足税額の 15%
③重加算金	不正処理による申告又は不申告	①に関するもの…35% ②に関する者…40%

### （2）延滞金（\*平成 31 年中の率）

納入すべき額×2.6%×30日/365日

+納入すべき額×8.9%×(延滞日数-30日)/365日

## 6 特別徴収義務者徴収奨励金（手引 P 31）

### （1）交付対象期間・交付時期

交付対象期間	交付時期
①2019年（令和元年）11月分～平成2020年（令和2年）2月分	平成2020年11月中
①2020年（令和元年）3月分～平成2021年（令和2年）2月分	平成2021年11月中
①2021年（令和元年）3月分～平成2022年（令和2年）2月分	平成2022年11月中
↓	↓

### （2）交付の基準・交付額

交付条件（交付対象期間における）	交付額
すべて納期内完納した場合	納期内完納税額×2.5%（令和5年度までは3%）
1ヶ月でも納期内完納していないとき	納期内完納税額×2%（令和5年度までは2.5%）
加算金を伴う増額更正又は処分を受けたとき	納期内完納税額×1%（令和5年度までは1.5%）